

次期中期目標の策定

1 概要

現在の中期目標は平成 21 年度から平成 25 年度の 5 年間であるため、平成 26 年度以降の次期中期目標について、以下のとおり策定作業を進める。

2 策定作業の進め方

- ・ 行政的視点・課題から県立病院が担う役割等を検討し、機構と調整しながら目標の素案を作成する。特に、今年度中に改定予定の静岡県保健医療計画との調整を図る。
- ・ 素案について、次回以降の評価委員会において審議し、評価委員の意見を反映させる。また、現中期目標期間の暫定評価を行い、その結果についても次期中期目標に反映させる。

※スケジュールは裏面のとおりに

(参考)

○ 地方独立行政法人法

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

3 スケジュール

年度	月	評価委員会	今期中期目標期間評価	次期中期目標策定(県)	次期中期計画策定(機構)	その他の業務
H24	8月	第1回会議	評価要領策定	策定スケジュール等説明		H23業務実績本評価、財務諸表意見
	9月			検討		→ 9月議会報告
	10月			病院ヒアリング		
	11月			各分野ヒアリング		
	12月			...		
	1月	意見交換	中期目標期間暫定評価の各病院ヒアリング			H24業務実績暫定評価の各病院ヒアリング
	2月	第2回会議	暫定評価審議	中期目標骨子審議		H24業務実績暫定評価
	4月					
	5月	第1回会議		中期目標原案審議		
	6月			パブリックコメント		
	7月					
	8月	第2回会議		中期目標最終案審議	中期計画骨子審議	H24業務実績本評価、財務諸表意見
H25	9月			9月議会議決		委員改選 → 9月議会報告
	10月					
	11月	第3回会議			中期計画原案審議	委員長選出
	12月					
	1月	第4回会議			中期計画最終案審議	
	2月	第5回会議			2月議会議決	H25業務実績暫定評価
	3月				県、中期計画認可	
	8月	第1回会議	本評価審議			H25業務実績本評価、財務諸表意見
	9月					→ 9月議会報告